

建設環境委員会資料

1 一般事件案

- (1)承認第2号議案 専決処分事件の報告及び承認について[関係分]
《令和3年度島根県一般会計補正予算(第15号)》 ……………P1
- (2)承認第5号議案 専決処分事件の報告及び承認について
《令和3年度島根県営住宅特別会計補正予算(第3号)》 ……………P1

2 報告事項

- (1)島根県土木部の取組(令和4年度)について ……………別途
(別冊)
- (2)四十間堀川放水路整備について ……………P2
- (3)汚水処理事業の広域化・共同化計画について ……………P4

令和4年6月13日・14日

土木部

専決処分事件の報告及び承認について

(令和3年度土木部補正予算 令和4年3月31日専決処分)

1. 一般会計

(1) 課別補正額

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計
土木総務課	2,640,101	—	2,640,101
技術管理課	431,194	—	431,194
用地対策課	1,323,492	—	1,323,492
道路維持課	16,579,367	▲ 322,437	16,256,930
道路建設課	18,978,734	—	18,978,734
高速道路推進課	7,015,069	—	7,015,069
河川課	17,032,303	▲ 789,077	16,243,226
斐伊川神戸川対策課	543,472	—	543,472
港湾空港課	5,852,871	▲ 26,758	5,826,113
砂防課	24,752,447	▲ 1,633,260	23,119,187
都市計画課	2,589,979	—	2,589,979
下水道推進課	706,278	—	706,278
建築住宅課	1,021,436	—	1,021,436
一般会計合計	99,466,743	▲ 2,771,532	96,695,211

(2) 補正額の財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
▲ 966,268	▲ 18,414	▲ 21,020	▲ 1,312,700		▲ 453,130	▲ 2,771,532

(3) 主な補正内容

- ① 災害発生に備えた枠予算の未執行分の減額（▲1,820百万円）
- ② 事業の実績確定に伴う執行残の減額（▲952百万円）

2. 特別会計

(1) 課別（会計別）補正額

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	856,915	—	856,915
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	2,755,119	▲ 18,099	2,737,020
特別会計合計	3,612,034	▲ 18,099	3,593,935

(2) 補正額の財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
1,801			▲ 19,900	0		▲ 18,099

(3) 主な補正内容

- ・ 事業の実績確定に伴う執行残の減額（▲18百万円）

四十間堀川放水路整備について

1. 概要

昭和47年7月豪雨相当の大雨による宍道湖や大橋川の水位上昇に伴い発生する松江市街地の内水被害を解消するため、平成26年9月に島根県と松江市が共同で「松江市街地治水計画」を策定し、そのうち橋北地区においては、松江堀川※の水を宍道湖などへ速やかに排出するために四十間堀川放水路及び上追子排水機場を計画した。

令和3年2月に上追子排水機場が完成し、今年度より四十間堀川放水路の実施設計に着手する。

※松江堀川:北田川、城山西堀川、北堀川、四十間堀川、京橋川、上追子川、向島川、田町川、米子川、城山内堀川の総称

2. 松江市街地の河川整備計画

(1) 経緯

- ・昭和47年7月 豪雨災害（朝酌川、北田川 他:家屋浸水 約20,400戸）
- ・平成18年7月 豪雨災害（朝酌川、北田川、比津川:家屋浸水 約250戸）



東本町



黒田町



東朝日町

- ・平成22年3月 「松江市街地治水対策検討委員会」発足（計画策定まで6回開催）
- ・平成26年9月 島根県と松江市が共同で「松江市街地治水計画」を策定
- ・平成27年3月 上記の計画を基に「斐伊川水系宍道湖東域河川整備計画」を策定

(2) 計画内容

松江市街地の河川整備計画に基づく橋北地区の整備箇所



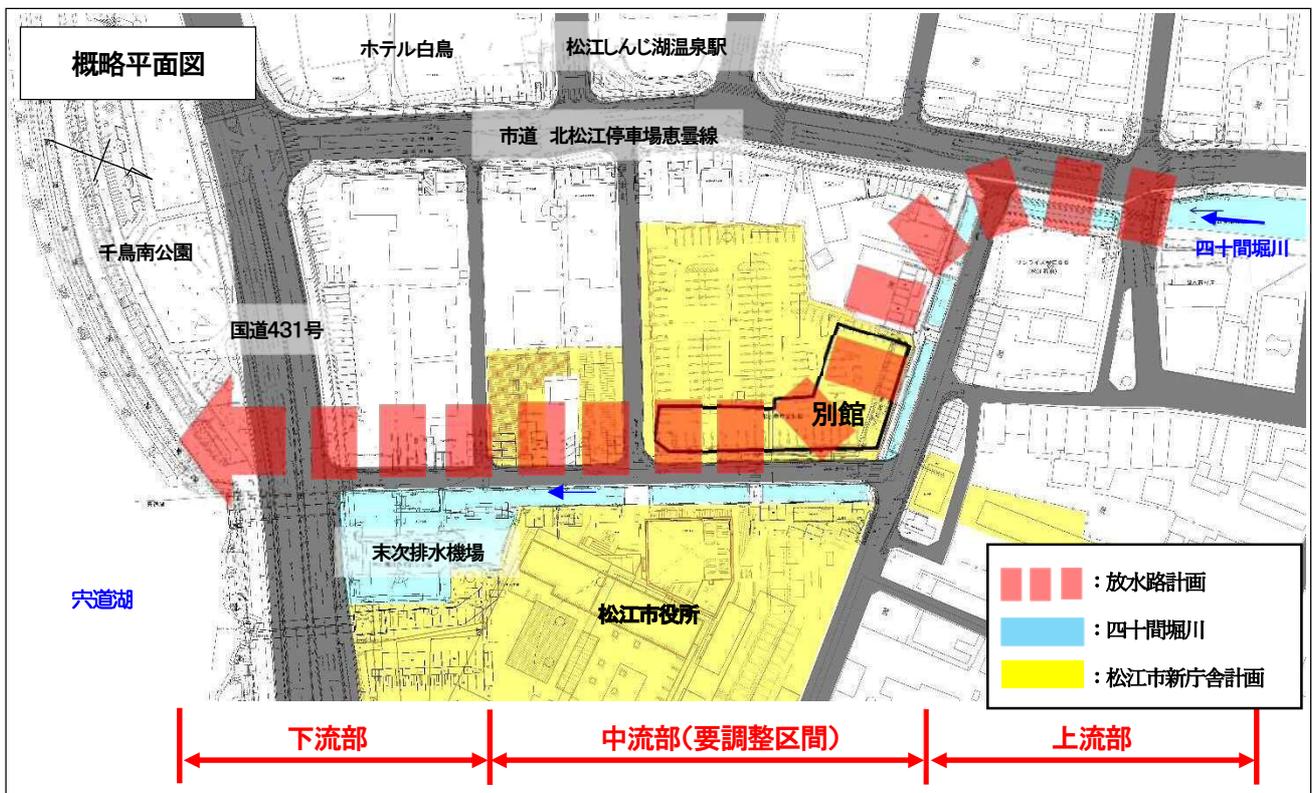
3. 四十間堀川放水路整備

(1) ルート決定までの状況

四十間堀川放水路については、複数のルートと比較検討した結果、経済性や周辺への影響などから現川沿いのルートを最良案とし、その後、松江市新庁舎計画に影響を及ぼすことから松江市と協議を重ね、今年4月に松江市の了承を得た。

(2) 整備内容

河川名	延長	概算事業費	完成年度	事業内容
四十間堀川	L=330m	約30億円	令和10年代前半	放水路 L=330m W=12.0m 用地補償 1式



※矢印は概ねのルートを示したものであり、詳細な位置を示したものではありません

(3) 今後の進め方

今年度より新庁舎計画に影響の無い下流部と上流部の実施設計及び地元調整に入る予定。

なお、新庁舎計画に影響を及ぼす中流部については、今後も松江市と調整が必要。

工事については、下流部及び上流部は適時着手していく予定であるが、中流部については、新庁舎整備と工程調整を図りながら進める。

汚水処理事業の広域化・共同化計画について

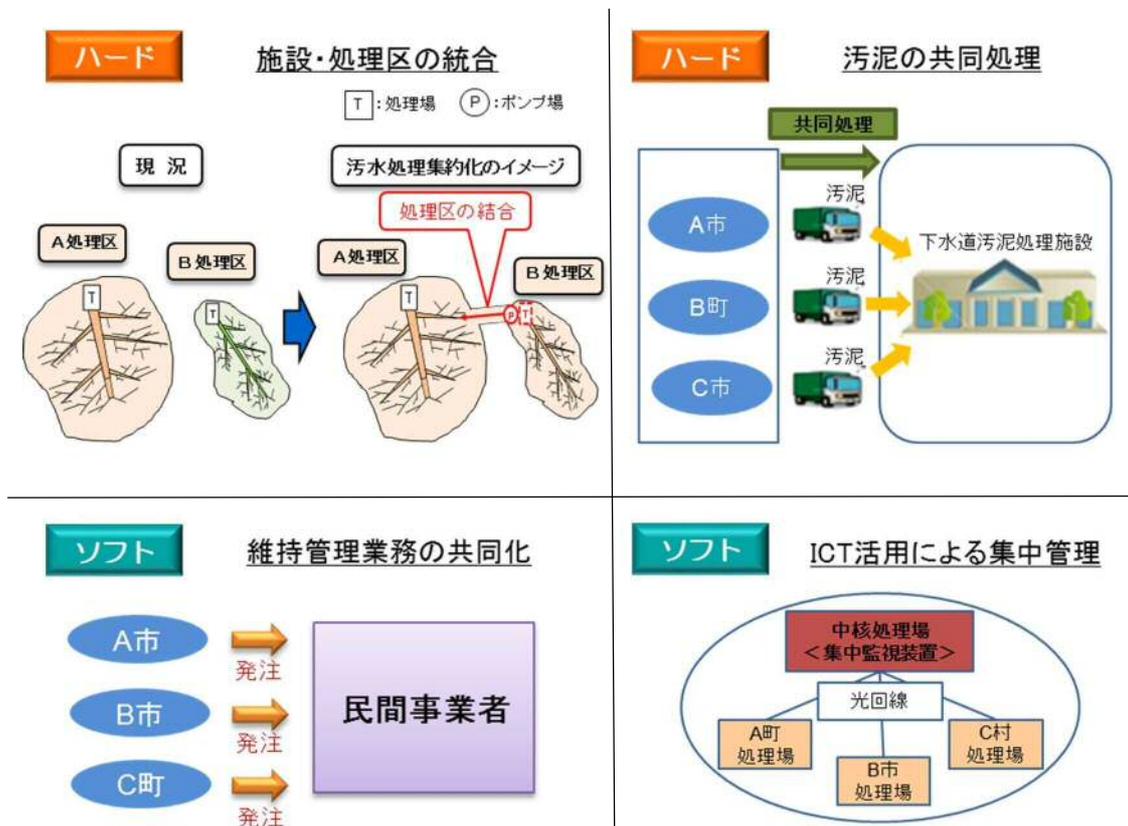
1. 経緯

- ・汚水処理事業の運営については、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化等により、その経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が求められている。
- ・総務省、農林水産省、国土交通省、環境省の4省は平成30年1月に4省連名で令和4年度までに全ての都道府県において「広域化・共同化計画」を策定することを要請している。

2. 「広域化・共同化計画」

- ・「広域化・共同化計画」では、施設・処理区の統合や汚泥の共同処理等のハード面、または維持管理業務の共同化等のソフト面で連携するグループ（市町村群）やメニュー、ならびにそれに対する短期的（5年）、中期的（10年）、長期的（20～30年）な取組スケジュールを整理する。

[取組メニュー例]



3. 島根県の状況

(1) 現在の整備状況

- ・令和2年度末の状況は以下のとおり

汚水処理人口 (a)	集合処理	公共下水道	339千人	} 約250処理区
		集落排水等	96千人	
		その他の集合処理	5千人	
個別処理	浄化槽等	110千人		
住民基本台帳人口 (b)		670千人		
汚水処理人口普及率 (a/b)		82%		

(2) 処理区の統合

- ・令和3年度までに集落排水等の19処理区について他の処理区へ統合済
- ・現在、約250ある汚水処理区のうち、28処理区について統合を決定、34処理区について統合を検討中

(3) 下水汚泥の共同処理

- ・雲南広域連合、江津市、海士町で実施中、隠岐の島町は令和4年度に供用予定

4. 島根県における広域化・共同化の取組

- ・島根県における汚水処理事業の広域化・共同化の取組として、これまで市町村とともに有効な手段の洗い出しを行い、現在、取組メニューや取組スケジュール等を検討中。

[広域化・共同化検討メニュー]

○ハード連携	①汚水処理（処理区の統合） ②汚泥処理（下水汚泥の共同処理）
○ソフト連携	③人材育成（合同研修会の開催） ④各種計画業務（ストックマネジメント計画の一括発注等） ⑤維持管理業務（広域運転管理システムでの集中管理） ⑥台帳システム整備・保守（マップ on しまねの情報共有等） ⑦緊急時・災害時対応（汚泥の受入、資材の支援等）

5. スケジュール（予定）

令和4年6月	県議会で進捗状況報告
令和4年6月～11月	市町村への説明、意見聴取
令和4年12月	県議会で計画案説明
令和5年1月	パブリックコメントの実施
令和5年3月	県議会で計画説明 公表